

選挙事務について

選挙事務に係る会計年度任用職員の任用・従事は、以下の流れで行います。

申込書提出時に必要事項の説明を行いますが、ご自身でもご確認ください。

なお、登録された方の中から、選挙執行時に選考のうえ依頼します。必ず従事できるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

①「選挙事務従事者登録名簿」への登録申し込み 【随時受付】

- 募集要項（勤務内容）及びサービスに関する事項について確認 ※本紙中面及び裏面。
- 選挙事務に係る会計年度任用職員登録申込書（履歴書）の提出
- 面接の実施

②希望の勤務日・場所・時間（シフト）を回答 【選挙執行前】

選挙毎に「希望調査票」を送付しますので、希望する日時・場所を回答してください。

※従事の有無について回答がない場合、登録名簿から抹消しますのでご注意ください。

- 希望調査票の提出
- 同意書・許可証の提出 ※高校生の方のみが対象で、選挙毎に必要です。

③任用の決定・シフト表の送付

告示日の1週間前を目安に、任用決定通知やシフト表等を送付します。

投票日当日に従事する場合、説明会を開催しますのでご出席をお願いします。

※期日前投票所で従事する場合、簡易資料を送付する他、従事当日に職員から説明を行います。

④事務従事

投票管理者の指示に従い、事務に従事していただきます。

従事中に何かありましたら、選挙管理委員会事務局職員にご相談ください。

- 宣誓書及び通勤届の提出 ※従事初日に記入の上、ご持参ください。
- 報酬振込口座記入用紙・マイナンバー記入用紙の提出

※初めて選挙事務に従事する方、または振込口座が変更になる方のみ提出してください。

⑤報酬支給

月末締め・翌月21日振り込みで報酬を支給します。

選挙事務に係る会計年度任用職員登録者 募集要項

投票事務や開票事務に従事していただく会計年度任用職員を希望される方は、あらかじめ選挙事務に係る会計年度任用職員登録者として登録しますので、「選挙事務に係る会計年度任用職員登録申込書（履歴書）」をご提出ください。

ご提出の際、簡単な面接を行います。（服務に関する事項/従事内容等の説明含む）

その後は、選挙毎に「希望調査票」を送付しますので、希望の日時・場所を記入し提出してください。提出いただいた後、選挙管理委員会事務局で選考し、任用の決定をさせていただきます。

※提出いただいても、必ず従事できるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

1 登録資格

- 15歳（中学生は不可）～65歳程度の方
- 簡単なパソコン操作ができる方

※高校生は、任用にあたり「同意書・許可書（保護者と学校の同意・許可）」が必要です。

2 従事内容

(1) 投票事務

- 受付係 投票所入口での入場整理券の確認 等
- 名簿対照係 パソコンを使った選挙人の確認 等
- 用紙交付係 投票用紙の交付、投票方法の説明 等

※選挙によっては、名簿対照係と用紙交付係を兼務する場合があります。

(2) 開票事務

- 分類係 投票用紙を投票内容ごとに分類
- 確認係 分類された投票用紙の内容を確認

※選挙によっては、開票事務は従事がない場合があります。

3 従事場所

(1) 投票事務/期日前投票

①吉川市役所期日前投票所

吉川市きよみ野一丁目1番地 吉川市役所1階 コミュニティルーム

②吉川駅前期日前投票所

吉川市木売一丁目5番地3 吉川情報サービスセンター・コア1階 アトリウム

③イオンタウン期日前投票所

吉川市美南三丁目23番地1 イオンタウン吉川美南 西街区2階 特設会場

(2) 投票事務/投票日当日 市内19か所

(3) 開票事務 開票所に指定された施設

4 従事時間

(1) 投票事務/期日前投票

- 1人あたり1日4～5時間（1枠）ごとの交代制
- 2時間に1回程度、小休憩があります

投票所	枠
①吉川市役所、②吉川駅前	8:15～12:15、12:15～16:15、16:15～20:15
③イオンタウン	9:45～15:15(昼休憩30分含む)、15:15～20:15

(2) 投票事務/投票日当日

- 6:30～20:30の1日勤務（小休憩、昼休憩あり）
- 投票日前日に2時間程度の準備があります

(3) 開票事務

- 20:30～3時間程度（開票状況により異なります）

5 従事条件

(1) 報酬 時給1,013円（令和5年度）

1日を通して7時間45分を超過した分は、100分の125

(2) 手当等 規定により交通費を支給、賞与・健康保険・雇用保険なし

6 登録方法

会計年度任用職員登録申込書（履歴書）に必要事項をご記入の上、本人が選挙管理委員会に直接ご提出ください。ご提出の際に簡単な面接を行います。（従事内容等の説明含む）

※郵送やメールでの受付は行っておりません。

※事前連絡の上、お時間に余裕をもってお越しください。

7 注意事項

- 身分は、地方公務員法に基づく会計年度任用職員（非常勤の一般職公務員）です。
- 申込書、面接及び過去の事務従事時の勤務実績（評価）をもとに選考します。
- 任用が決定した方、希望者多数で選考により任用できなかった方どちらにも通知します。

8 お問い合わせ先

吉川市選挙管理委員会

〒342-8501 吉川市きよみ野一丁目1番地

電話 048-982-9572 FAX 048-981-5392

メール senkan2@city.yoshikawa.saitama.jp

服務に関する事項について

一般職の非常勤である会計年度任用職員は、地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。公務員としての身分が保障される一方、服務規定に違反された場合は免職処分などの対象になりますので、それぞれの規定をご理解の上、職務を遂行していただきますようお願いいたします。

地方公務員法	項目	※
22条の2	条件付採用（任用の都度1カ月）	
27条	分限及び懲戒の基準（身分保障）	
28条	分限	
29条	懲戒	
30条	服務の根本基準	
31条	服務の宣誓	※1
32条	法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	※2
33条	信用失墜行為の禁止	※3
34条	秘密を守る義務	※3
35条	職務に専念する義務	
36条	政治的行為の禁止	
37条	争議行為等の禁止	※4
38条	営利企業への従事等の制限（フルタイムのみ）	

- ※1 任用にあたり、「服務の宣誓書」を提出していただきます
→任用決定通知を送付する際に同封します。従事初日にご提出ください。
- ※2 任用期間中は法令・規則等に従い、かつ上司の命令に忠実に従わなければなりません
→従事の際は必ず腕章を着用し、選挙人から問合せがあった際は職員に指示を仰いでください。
服装の注意事項：文字が印字された服、特定の政党等が連想される服は避けてください
- ※3 職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません（退職後も同様）
→誰が投票に来たかを話してはいけません。
- ※4 ストライキやサボタージュを行ったり、そそのかしてはなりません
→任用決定通知と共に送付するシフト表を確認し、忘れずに従事場所にお越しくください。